

雇 労 第 1615 号

令和 2 年 11 月 10 日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

会 長 吉 坂 義 正 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」について（回答）

2020年8月28日付け連合神奈川発第2020-018-01で依頼のありました標記のことにつきまして、別添のとおり回答いたします。

御要請のありました内容につきましては、これを真摯に受け止め、県政への反映に努めるとともに、残された課題につきましても、鋭意、努力を進めてまいります。

また、令和2年度につきましては、引き続き、厳しい行財政環境のもとにありますが、皆様と共に知恵を出し合いながら、県政の諸課題に的確に応えてまいりたいと考えております。

今後とも、いろいろな機会を通じて、御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

問合せ先

産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 陶山

電話 (045) 210-5739 (直通)

# 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

## 【経済・産業政策】

- 1 多発する各種災害を受け、各企業における「事業継続計画（BCP）」については、事業継続と雇用確保に向けた施策はもとより、事業所を避難所として提供するなど、地域への貢献をはかる計画となるよう、改定・策定を促進すること。

また、これからBCPを策定していく中小企業に対する策定支援について、技術的支援を行うとともに、企業の防災対策の強弱を入札時の加点要素に加えるなどBCP改定・制定のインセンティブを導入すること。

### (回答) 産業労働局

国は、中小企業・小規模企業のBCP策定を促進するため、企業が策定したBCPを国が認定することで、税制優遇や金融支援、補助金の加点措置などの支援策を受けることができる制度を昨年7月から開始しています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在、国において、自然災害だけでなく、感染症のリスクに対しても支援策を活用できるよう、認定制度の見直しを行っています。

こうした国の動向も注視しながら、市町村と連携して地域の事業継続力強化支援計画を策定する商工会・商工会議所や、公益財団法人神奈川産業振興センター、県と協定を締結している保険会社等と連携して、引き続き県内中小企業のBCP策定を促進してまいります。

- 2 地域産業を支える中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援など総合的な支援を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外依存から国内回帰を検討する企業への各種支援をすすめること。

### (回答) 産業労働局

県では、県内中小企業に対する海外展開支援について、(公財)神奈川産業振興センターや(独)日本貿易振興機構と連携し、専門家による個別相談や国別勉強会の開催、事業化可能性調査(F/S)の作成支援、海外展示会の出展助成や海外駐在員による現地での商談会の開催など、企業の進出段階に応じた支援を行っています。

また、民間企業と業務連携協定を締結し、人材確保、資金調達、リスクマネジメントなどの経営課題に応じて、セミナーや留学生向けの合同会社説明会などを開催しています。こうした取組みを通じて、引き続き県内中小企業の海外展開を総合的に支援してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少など事業に影響を受けている中小企業者を支援するため、インターネット販売などの非対面型ビジネスモデル構築や、ITサービス導入、生産設備等導入などに取り組む経費を補助する制度を、

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

今年度に創設して、中小企業を支援しています。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外依存からの国内回帰を検討する企業への支援については、経済産業省により「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」が設けられており、10月に採択予定となっていることから、県内企業の採択状況を注視してまいります。

加えて県では、それら国内回帰を検討する企業のうち、市場の創出や拡大が見込まれる成長産業等に当たる企業が、県内への新たな立地、あるいは県内での再投資を行う場合に、本県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により、支援してまいります。

- 3 東京2020オリ・パラ大会が延期になったが、国内外の観光客を誘致する観光コンテンツやそれらを活用した周遊モデルの発信、宿泊施設の確保に引き続き取り組むこと。

あわせて海外からの旅行者に対して、公衆無線LANなどを利用し、神奈川県内の観光滞在に必要な情報が、手軽に届く快適な通信環境を構築すること。

### (回答) 国際文化観光局

県では、これまで「観光の核づくり」や「1000通りのツアー」など、観光資源の発掘・磨き上げに取り組み、国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」を直接宿泊・旅行商品を購入できるよう全面リニューアルするとともに、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」による観光情報の発信や、神奈川県観光魅力創造協議会等を通じた宿泊団体と連携した取組等を行っています。

また、外国人観光客の受入環境を整備するため、公衆無線LANやトイレ洋式化等の整備に要する費用の補助を行ってきました。

今後も、引き続きこうした取組を行うことにより、観光振興につなげてまいります。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

### 【雇用・労働施策】

- 1 就職氷河期世代、高齢者、女性労働者など、多様な人材の活躍を促進するため、安定就労につながる資格等の取得の支援、雇い入れ企業に対する助成金等の拡充をはかること。

また新型コロナウイルス感染拡大により、労働環境への悪影響があることから、関係する労働関係法規の周知徹底と労働相談機関への支援など労働相談窓口の充実をはかること。

#### (回答) 産業労働局

県では、雇い入れに対する企業への助成は実施していませんが、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の雇用対策として、補正予算を編成し、就労支援機関である「かながわ若者就職支援センター」と「シニア・ジョブスタイル・かながわ」のキャリアカウンセラーを増員し、就労支援の相談窓口機能を強化するとともに、人手を必要とする企業と失業者等の合同就職面接会や企業相談会を実施するなど、職を失った方の就労機会の創出に取り組みます。

就職氷河期世代については、国、県、政令市、労働団体、経済団体等が一体となって支援の取組を推進するため、「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置したところであり、不安定就労の方などの正社員化の実現に向けた合同就職面接会を実施するなど、安定就労を支援していきます。

また、新型コロナウイルスに関する労働相談への対応として、新型コロナウイルス関係で実際にあった相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、4月からホームページに掲載して、問題解決に必要な知識や情報の周知に努めているほか、7月には、かながわ労働センターで「コロナ労働相談 110番」の運用を開始しました。

さらに、今後、10月から12月を労働相談強化期間とし、街頭労働相談会、弁護士やカウンセラーによる特別労働相談会やメール労働相談等を実施し、労働相談の充実を図っていきます。

加えて、就職氷河期世代、高齢者、女性労働者など、多様な人材の活躍を促進するため、総合職業技術校では、ものづくり技術などを短期間で習得する訓練コースや在職者向けに資格等の取得につながる職業訓練を実施しております。また、民間教育訓練機関を活用し、介護福祉分野や事務系などの資格等の取得につながる職業訓練を実施しております。

今後も、産業界や地域のニーズを踏まえ、多様な人材の安定就労につながる資格等の取得を支援してまいります。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

- 2 障がい者雇用の促進と差別禁止・合理的配慮により、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築を、企業・行政・就労支援機関が連携してすすめること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。

### (回答) 福祉子どもみらい局・産業労働局

県では、障がい者が安心して働くことができる職場づくりに向け、これまでも企業と就労支援機関との合同研修会を開催するなど、相互の連携強化に向けた取組を実施してきました。

今年度は障がい者の雇用環境が厳しさを増す中、就労支援機関の役割がさらに重要となってくると考えられることから、合同研修会のほか、企業への支援に関する就労支援機関向けの研修を強化するなど、その支援力の向上や企業とのさらなる連携強化を図ります。

さらに、障がい者が一人ひとりの特性に配慮された就労環境のもと、安心して働くことができる場を拡大するため、企業による特例子会社等の設立を支援する補助金を6月補正予算において計上したところです。

また、県障害者雇用促進センターでは、障がい者雇用が進んでいない中小企業等を支援する福祉職員を今年度から増員し、出前講座や就労支援機関の見学、社会保険労務士の相談など、個々の企業の取組段階に応じた、きめ細かい伴走型支援を充実しています。

併せて、障がい者雇用の取組が進んでいない中小企業が精神障がい者の雇用に取り組み、職場定着のためのサポート体制を整えることを促すため、精神障がい者を雇用して1年以内の中小企業が、雇用した障がい者の業務指導を行い、職場での相談に対応する職場指導員を設置する場合に補助する事業を実施しています。

また、障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就労支援の一環として、企業からの相談や雇用後の助言等を行っております。さらなる障がい者の雇用促進、職場定着にあたっては、障害福祉担当部局だけでなく、労働部局や教育局、国、就労支援機関等との連携が非常に重要であると考えております。引き続き、関係機関との連携を深めながら、支援に取り組んでまいります。

- 3 勤務環境の課題があるとされている、自動車運転業務従事者の労働環境改善に向け、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」の取組みを関係機関・団体で連携して推進すること。

特に長時間労働の改善に向け、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間短縮に向け協力して取り組む環境を構築すること。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

### (回答) 産業労働局

県は、取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するために設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」に参加しています。

当協議会において、各地方協議会のパイロット事業の検証結果を基に策定された長時間労働改善ガイドラインの普及啓発に取り組んでまいります。

- 4 「神奈川の教員の働き方改革に関する検討協議会」が示した「教員の働き方改革に向けた意見」にもとづき、教員の働き方改革を推進すること。とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、学校現場への各種支援員の増員をはかること。

### (回答) 教育局

#### (教員の働き方改革の推進について)

県教育委員会では、「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見（最終まとめ）」や国の動向を踏まえ、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

その中で、時間外在校等時間の縮減、年次休暇取得の目標日数及び学校閉庁日の設定とその遵守、部活動の休養日の日数を定めた「部活動の在り方に関する方針」の遵守を目標として明示し、「個別業務の役割分担及び適正化」や「勤務時間」などについて具体的に取り組んでまいります。

それらを基に、県教育委員会では総合的な取組を実施し、教員の働き方改革を推進してまいります。

また、教員の在校等時間については、令和2年度中に導入する勤務時間管理システムにより、客観的な把握を行う予定です。

#### (各種支援員の増員について)

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年度4月及び6月補正予算措置を行い、退職教職員や、教員免許を保有しない教員志望の大学生や地域人材を、小・中学校の臨時休業に伴う、朝時間や放課後等を活用しながらの未指導分の補習等や心のケア等を教員とともに実施するための学習指導員として任用し、政令市を除く市町村立小・中・特別支援学校に3名ずつ全校配置し、教員を支援することとしています。これは、教員の多忙化解消にも資するものと考えています。

また、「神奈川の教員の働き方改革に関する検討協議会」における議論や、平成30年度から実施した県内の5地区の小・中学校に学校経営アドバイザーを派遣する取組の結果を踏まえ、令和2年度より、教員の多忙化解消にむけたスクール・サポート・スタッフの配置を開始しました。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

- 5 今後も増加が見込まれる外国人労働者の適正な労働環境等の確保をはかるため、外国人労働者の就業状況の把握、事業主に対する適切な指導・支援をすすめること  
また、地域における生活者として、外国人労働者に対する社会生活上の支援について、地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

### (回答) 国際文化観光局・産業労働局

県では、外国人労働者の適正な労働環境の確保を図るため、外国人労働者の労働問題に関する専門相談員（大学教員や弁護士）が、通訳とともに相談に応じる外国人労働相談を実施するとともに、例年、外国人を雇用する事業主等を対象に、外国人労働者の雇用管理の改善及び適正な労働条件を確保するためのセミナーを神奈川労働局と共催し、外国人雇用の制度やルールについて啓発しています。

また、外国人労働者が県内でいきいきと働いていただくためには、雇用上のトラブルの解決を支援するとともに、雇用する企業に職場環境を整備していただくことが重要であることから、今年度は、外国人労働者の実情を把握するために実態調査を行いました。加えて、外国人労働者を採用して企業の成長につなげている好事例を事例集としてまとめて周知することとしております。

外国人労働者に対する社会生活上の支援について、医療分野に関しては、医療機関や市町村等と連携して医療通訳スタッフ派遣を実施しているほか、住まいに関しては、理解が得られた不動産店等と連携し、多言語版の住宅関連マニュアルの提供や多文化理解促進のための研修会を実施しています。

また、外国籍県民からの問合せには、「多言語支援センターかながわ」で対応しており、市町村や専門機関と連携しながら、取り組んでいます。

# 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

## 【福祉・社会保障政策】

- 1 新たな感染症への対応などを見据えた、地域医療構想の見直しを検討すること。  
特に、指定医療機関・保健所との連携や人員配置の見直しを含めた機能強化をはかること。

また、平常時から国民生活への影響を最小限にとどめるため、予防方法や感染防止策などの情報発信について早急に体制整備をはかること。

### (回答) 健康医療局

新型コロナウイルス感染症への対応について、適切な時期に成果や課題を検証するとともに、国の動向や地域の意見を踏まえながら、関連計画との整合性にも留意しつつ、見直しを検討してまいります。

また、県民への情報発信について、県民のニーズを的確にとらえ、皆様が必要とする情報を適時適切に提供できるよう、あらゆるツールを活用して、充実した情報発信、情報提供に取り組んでまいります。

- 2 少子高齢社会の実態を踏まえ、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築すること。

特に安全で質の高い医療・介護・保育職場における人材を確保するため、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き各種施策の拡充をはかること。

### (回答) 福祉子どもみらい局・健康医療局

医師の確保対策については、県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間において県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っております。

また、平成27年1月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成27年10月に地域医療支援センターを設置し、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

看護職員の確保対策については、資格取得への支援として修学資金の貸付、民間看護師等養成施設への運営費補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も、引き続き「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に取り組んでまいります。

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊世代のすべてが75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携して取組を進めています。

また、介護サービス事業者が、その従事者を資格取得のための研修に参加させるために負担する費用及び研修期間中の代替要員を雇用する場合の一部を補助し、事業者



自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援してまいります。

今後、介護サービス事業者、福祉・介護関係団体、行政機関等の状況を伺いながら、福祉・介護人材の確保・育成及び定着に関する事業の検討を行ってまいります。

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。県では、これまで、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和2年度までの8年間で約14%の賃金引上げが実現しました。

また、平成29年度から一定の経験を積んだ保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育士等向けのキャリアアップ研修を実施しております。多くの保育士等がこの研修を受講し、キャリアアップが可能となるよう着実に実施してまいります。

3 介護サービスを必要とする人が、必要なサービスを負担可能な費用で受けることができる高齢者介護システムの構築をめざすこと。

特に地域で求められている介護需要を把握し、スムーズな利用が図れる施設の構築と、引き続き課題としている未届有料老人ホーム利用者の生活と権利擁護をはかること。

#### (回答) 福祉子どもみらい局

介護保険では、低所得の方への負担軽減措置として、1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合にその超えた部分について「高額介護サービス費」が支給されるほか、施設入所時や短期入所利用時の食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費の支給）が行われています。また、社会福祉法人等は市町村が特に生計が困難と認める方への利用者負担軽減事業を行っています。

介護需要の把握については、介護保険事業計画の策定に当たって、市町村において地域住民へのニーズ調査や関係者への意見聴取等を行い、その結果を踏まえて必要なサービス量を見込み、介護基盤の整備計画を策定しています。

未届有料老人ホームについては、運営事業者に対して文書通知や電話、面談等を行い、届出を行うよう指導するとともに、集団指導講習会への参加を促したり、老人福祉法に基づく立入検査を行う等、適切な運営に向けた指導を行っており、今後こうした取組みを通して、利用者の生活と権利の擁護に取り組んでまいります。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

- 4 だれもが安心して子どもを生み育てられるよう、社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

あわせて放課後児童クラブについても、県内全域での充実と保育時間の延長など保護者のニーズを踏まえ、制度の充実をはかること。

### (回答) 福祉子どもみらい局

保育園の待機児童について、県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童数がピークを迎えた平成22年度以降、令和元年度までに75,037人の定員拡大を図ってまいりました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組みを進めてまいります。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施主体は市町村であり、市町村は子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画において、利用者ニーズを踏まえた放課後児童クラブの整備等を計画しております。県は運営費及び施設整備費等について補助金を交付するなど、今後も市町村の取組を支援してまいります。

# 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

## 【社会インフラ政策】

- 1 多発・甚大化している自然災害へ対応する情報発信について、その重要性が増していることから、地域住民はもとより観光や仕事等で滞在している人たちにも必要な避難情報が確実に届く仕組みとなるよう、各種情報通信手段を利用し地方自治体と地域コミュニティが連携して構築していくこと。

また各種のハザードマップや危険個所など情報の発信と自主避難の目安について周知・広報を行うこと。

### (回答) 暮らし安全防災局・県土整備局

県では、ホームページのトップに常時掲載している「災害情報ポータル」の中で、ハザードマップの情報や、風水害の危険度が高まった時に確認すべき、気象や避難に関する情報を、地域ごとに分かりやすく、リアルタイムに発信しております。

また、防災啓発ブックや、水害に関する映像などを通じて、適切で早目の避難行動などの啓発に努めています。

今後も地域住民など自らが判断して、適切に避難行動が取れるよう、情報提供に努めてまいります。

- 2 大規模・多様化する自然災害に対応するため、災害種別により設置場所が異なる避難所について、地域住民への周知をはかること。

また、障がいの有無、要配慮者・要支援者・高齢者に対応した福祉避難所の設置を進めながら、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。

### (回答) 暮らし安全防災局・福祉子どもみらい局

県では、市町村長が指定した指定緊急避難場所や指定避難所について、県ホームページへの掲載や県内全世帯に配付している「防災啓発ブック（防災タウンページ）」の中で「避難所マップ」を掲載するなど周知に努めています。

また、福祉避難所市町村サポートチームを設置し、福祉避難所の設置など、市町村の要配慮者支援に関する進捗状況や課題について実態調査を行い、福祉避難所の運営に関する課題や市町村に対する支援などについて検討するとともに、取組が進んでいる市町村の事例を市町村会議などの場で共有しています。

- 3 持続可能な社会基盤としての地域公共交通の確立をめざし、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要な交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また災害に強い交通インフラとするために、特に災害発災時に被災地支援が速やかに進むよう、地震・津波・浸水・土砂災害対策や老朽化対策の推進に取り組むこと。

### (回答) 県土整備局

県では、生活交通確保対策協議会において、生活交通として確保・維持すると協議が調った路線を神奈川県生活交通確保維持費補助金の対象としており、国と協調して、

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

当該路線の確保・維持を支援しているところです。

災害に強い交通インフラとするために県管理道路としては、橋りょうの耐震補強、土砂崩落危険箇所の整備、無電柱化の推進などにより、大規模災害時における通行支障区間を解消し、迅速な救命救急活動や復旧支援活動を支えられるように災害対応力の強化などに取り組んでまいります。

- 4 危険度判定がされ安全対策が進められている路線バス停留所と横断歩道の課題に対しては、命を守ることを優先するため、警察等地域の行政が主体となり交通事業者と地域住民等の調整をすすめ、早期に路線バスや横断歩道を安全に利用できる環境をめざすこと。

**(回答) 県土整備局・警察本部**

県管理道路では、安全対策を進めている路線バス停留所について、交通管理者やバス事業者と合同で実施した現地診断の結果を踏まえ、関係機関と連携して、安全対策の早期実現に向け、取り組んでいます。

安全対策の観点からの路線バス停留所の移設等につきましては、もとより交通事業者の責任において行われるものでありますが、県警察といたしましても、交通事業者が地域住民の方々との合意形成を図る場合にはその場に同行するなど、緊密に連携して、路線バス停留所における安全確保に向けた総合的な安全対策を進めております。

# 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

## 【環境・エネルギー政策】

- 1 温室効果ガス排出削減に向け、県民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援の充実をはかること。

また環境に配慮した機器を導入するにあたって、これまでの各種支援策を引き続き継続するとともに十分な広報をすすめること。

### (回答) 環境農政局

県民に対する啓発については、地球温暖化に関する意識を高め、ライフスタイルの転換を促すきっかけとするため、個人や団体が自らの取組を宣言し、実践する「マイエコ10(てん)宣言」を推進するとともに、省エネ性能に優れた家電製品への買替促進や「省エネDIY」の普及啓発、地球温暖化防止活動推進員等と連携した省エネに関するアドバイス、再生可能エネルギー電力のグループ購入の促進等を実施しています。

事業者に対しては、横浜市及び川崎市と共同で「事業活動省エネルギー対策セミナー」を開催し、省エネに関する優れた取組、各種支援制度等を紹介しているほか、中小規模事業者等を対象とした「省エネルギー診断(無料)」では、現場の状況に即した効果の高い省エネ対策の提案等を実施しています。

環境に配慮した機器の導入に対する支援については、県、市町村等が実施するエネルギー・温暖化対策に関する支援制度をホームページで公表し、周知しています。

今後も、県民や事業者の環境意識の醸成を図るため、引き続き県民等に対する普及啓発や支援に取り組んでまいります。

- 2 循環型社会環境を実現するため、食品ロスの削減に向けた普及啓発や、県民及び事業者などに対して、改めて各種リサイクル制度の普及啓発をはかること。

特に未利用の食料品を有効活用するために、地方自治体は、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた理解活動への支援をはかること。

### (回答) 環境農政局

食品ロスの削減に向けた普及啓発については、イベントにおける消費者への呼びかけや10月の食品ロス削減推進月間に県のたよりへ広報掲載など普及啓発に取り組んでまいります。各種リサイクル制度の普及啓発については、「かながわりサイクル情報」等のホームページを活用しながら情報提供に努めることで循環型社会環境の実現を目指してまいります。

また、未利用食品の有効活用に向けては、廃棄物の発生抑制などに関する事業者向けの説明会などにおいて、フードバンク事業団体に関する情報提供を行っております。

また、NPO法人と連携してフードドライブを進めている市がありますので、こうした先行事例を他の市町村に紹介するなど、活動の理解促進や取組のネットワーク拡大が図られるよう支援してまいります。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

- 3 健康増進法の一部を改正する法律が今年4月から全面施行されたことから、地方自治体として「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化をはかること。

また、課題とされる路上等の対象施設外での受動喫煙の対策について、引き続き県民・市民の安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

### (回答) 健康医療局

改正健康増進法の全面施行に伴い、多くの人が利用するほとんどの施設において、原則屋内禁煙となりました。これに合わせ、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の改正を行い、令和2年4月1日に施行し、周知を行いました。引き続き関係各所へ制度の周知を図るとともに、望まない受動喫煙を防ぐため、法や条例を遵守するよう、法を所管する政令市、保健所設置市と連携し、指導・助言してまいります。

路上等の対象施設外での喫煙対策については、県内一部市町が地域の実情に応じて、環境美化や歩行者の安全確保などの観点から路上喫煙を規制する条例を設け取組を進めるとともに、各市町村に応じた屋外の喫煙施設の整備を進めております。県としても、望まない受動喫煙の防止について、市町村と協力して、普及啓発を推進してまいります。

# 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

## 【教育・人権・平和政策】

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、3カ月におよぶ一斉臨時休業となったことを踏まえ、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的な措置も含め、必要な環境整備を行うこと。

また、指摘されている第二波、第三波に備えるとともに、「新しい生活様式」も踏まえ、オンライン授業等の実施に向けたICT環境の整備を急ぐこと。

### (回答) 教育局

#### (人的整備について)

スクールカウンセラーについてですが、県立学校においては、学校再開後に心のケアを必要とする生徒の増加が考えられたため、令和2年度4月補正予算で、スクールカウンセラーの勤務時間を増やすための予算を措置し、勤務時間を増加することにより、心のケアを必要とする生徒のニーズに対応しております。

スクールソーシャルワーカーについてですが、生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決困難なケースに、福祉的なアプローチによる生徒支援ができるよう、従前からスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置しています。また、拠点校に配置しているスクールソーシャルワーカーでの対応が困難なケースや緊急を要するケースには、県教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが対応し、生徒が安心して学び、学校生活を送ることができるよう、生徒支援に必要な環境を整備しています。

なお、市町村立小・中学校においても、これまで、スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校にも対応しており、スクールソーシャルワーカーについては、令和2年度、各教育事務所に46人を配置し、政令市・中核市を除く29市町村教育委員会や市町村立小・中学校に対応しているところです。

また、スクール・サポート・スタッフについてですが、令和2年度においては、学校再開に伴い、教室内の換気や消毒など、新型コロナウイルス感染症対策の強化のために増加した教員の業務負担を軽減し、教員が子どもの学びの保障に注力できるようにするため、政令市を除く市町村立小中学校に各校1名のスクール・サポート・スタッフを緊急的に配置することといたしました。

今後、県教育委員会としては、機会を捉えて国に対し、スクール・サポート・スタッフの全校配置の継続について強く要望するとともに、次年度の配置に係る国の動向等を注視してまいります。

#### (ICT環境整備について)

県立高等学校及び県立中等教育学校において、令和元年度までに1校あたり15台程度(全校で2,203台)の無線アクセスポイントを整備しました。令和2年度は、ネットワーク整備が国の補助対象となっており、1校あたり合わせて30台程度となるよ

う、全校で2,057台の無線アクセスポイントをさらに整備してまいります。

また、生徒が利用する端末については、令和元年度及び令和2年度で、1校あたり164台のタブレット型端末を整備し、今後、中等教育学校前期課程において、さらに320台のタブレット型端末を整備する予定です。

市町村立小・中学校については、国において、児童・生徒の「1人1台端末」の早期実現等を目的として補正予算を成立させたところ、この補正予算のメニューで、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う通信環境（モバイルルータ）の整備支援があります。

これらの事業に係る補助金は、国が市町村に直接補助を行うスキームとなっており、県教育委員会では、その内容を市町村教育委員会に速やかに伝え、国との調整を行うなど、各市町村の円滑な事業実施を支援しています。

県教育委員会では、引き続き、国から積極的に情報を収集するとともに、各市町村教育委員会に対して個別の電話相談や助言等を行ってまいります。

- 2 県民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別のない共生社会をめざした「ともに生きる社会かながわ憲章」について、理念の普及啓発に向け取り組むこと。

**(回答) 福祉子どもみらい局**

「ともに生きる社会かながわ憲章」は、平成28年7月の津久井やまゆり園事件が、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと考えられることから、このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会が共同して策定したものです。

県では、憲章の理念を普及するため、これまで、7月の「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的な広報や、障がいの状態や程度にかかわらず、同じ体験を共有し、ともに楽しむことを通じて、「ともに生きる社会」を自分の身近に考える「みんなあつまれ」、共生社会の実現に向けて、誰もが行動する社会を考える「共生社会実現フォーラム」の実施など、年間を通じて取り組んできました。

また、昨年度から、若年層を主要なターゲットとした取組みとして、憲章のロゴデザインを作成し、「リスペクトでつながろう」をコンセプトに、SNSで動画を配信するなど、新たな取組みを進めてきました。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、ホームページやSNS等の可能な手法を検討しながら、憲章の理念の普及に取り組んでまいります。

- 3 差別的言動による人権侵害がヘイトスピーチ解消法施行後にも横行していることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

また、ヘイトスピーチ解消法は禁止・罰則を規定せず基本理念にとどまっていることから、当該行為に関する規程の制定など規制の強化を国に要請すること。



**(回答) 福祉子どもみらい局**

県ではこれまで、「ヘイトスピーチは、許さない。」というメッセージを発信してきたほか、インターネット上での差別的な書き込みをチェックするモニタリングの実施や、弁護士相談窓口の開設など、啓発と併せて、ヘイトスピーチの被害に対する支援に取り組んできました。

ヘイトスピーチ対策については、条例の制定を含め、より実効性のある具体的な取組に向けた検討として、有識者へのヒアリングを開始しました。

また、国に対しては、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、実効性のある法律への見直しや、インターネット上での拡散防止に係る法改正等について要望しています。

- 4 外国にルーツを持つ県民とその家族が安心して暮らせる多文化共生社会の実現をはかること。特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通が図れる通訳等の充実に取り組むこと。

**(回答) 国際文化観光局・教育局**

本県には、173の国・地域、約22万8千人もの外国籍県民が暮らしています。

そのため本県では、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会において共に生きていくという多文化共生の推進を全国に先駆けて行ってきました。

具体的には、外国籍県民が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人等と協働して通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム」や、外国籍県民や来県外国人に多言語による生活に関連する情報提供・通訳支援を行う「多言語支援センターかながわ」の運営などを行っています。

次に、教育現場における通訳等についてです。

公立小・中学校においては、各市町村教育委員会が必要に応じて通訳や日本語指導協力者等の派遣を行っていますが、県教育委員会としては、希望する市町村教育委員会に対して、国の補助事業を活用し事業費補助を行っています。

さらに、児童・生徒及びその保護者への母語支援の一環として、多言語翻訳ICT機器及び翻訳ソフト・アプリ等、ICTの活用について、市町村教育委員会に対し情報提供等を行っています。あわせて、県内で活動するNPO法人と協働事業を実施したり、関係機関連絡会を開催したりして、学校内外での支援や相談体制の構築に努めています。

また、県立高等学校及び中等教育学校においては、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図るために通訳を必要とする場合、その派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な高校生活を送れるよう支援することを目的とした通訳支援事業を行っています。通訳支援事業では、年々学校からの要望が増加しており、緊急的に通訳を必要とする場面もあります。そうした学校からの要望に対応できるよう、支援の充実

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

を図りたいと考えています。

今後も、多文化共生社会の実現に向けて、効果的な取組を推進してまいります。

- 5 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、お互いの人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし普及啓発を充実すること。

### (回答) 福祉子どもみらい局

性的マイノリティ（LGBT等）の方々に係る人権課題については、平成29年度に県庁本庁舎を性的マイノリティの尊厳と社会活動を象徴するレインボーフラッグに模してライトアップしたほか、啓発冊子や啓発物品を配布し、理解促進に努めました。

平成30年度からは、当事者団体と連携して、直接支援としての派遣相談事業や若年者向けの交流会事業を実施しているほか、中小企業や児童福祉施設職員向けの研修事業を行っています。

さらに、令和元年度は、「性的マイノリティ理解促進フォーラム」及び「横浜三塔レインボーライトアップ」を実施しました。

今後も、性の多様性を尊重することについて、理解を深める取組を推進してまいります。

- 6 県内基地近隣住民が安心して生活を送れるよう、基地機能の一部強化・使用目的の変化や横浜ノースドックの諸課題について、これまでに確認されている項目の確実な履行と必要とされる情報が速やかに提供されるよう国に要請すること。

また日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに自治体や住民の意志を尊重して対応すること。

### (回答) 政策局

県では、これまでも、航空機の安全確保や基地の防災対策、航空機騒音の軽減等を国に求めるとともに、基地機能の変更等については、あらかじめ関係自治体に情報提供と協議を行うよう国に求めており、今後とも働きかけてまいります。

また県は、県と基地関係市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」、米軍基地が所在する都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」を通じて、日米地位協定の見直し、航空機騒音対策や離着陸訓練等の禁止について国に要望しています。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

- 7 課題とされる児童虐待、DVによる被害児童への対応について、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の体制強化をはかり、あわせて警察など関係機関との連携強化をはかること。

また児童相談所の一時保護所機能と相談機能の強化について、県内各施設の実態把握をすすめ、必要な地域への対応をはかること。

### (回答) 福祉子どもみらい局・警察本部

県警察では、児童相談所との連携強化を図るため、県の児童相談所に警察官を派遣しているほか、児童相談所との連絡会議や合同研修会を行っております。

県では、児童福祉司の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、児童虐待に係る県警との全件情報共有や、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携強化を図るなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでおります。

また、市町村に対しては、引き続き職員研修の充実を図るとともに、児童福祉司が職員に助言をする機会を増やすなど、支援を強化していきます。

# 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

## 【行財政政策】

- 1 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、行政と地域の連携により引き続き詐欺被害の未然防止・拡大防止をはかるとともに各種相談体制を強化すること。

また、消費者市民社会の実現に向け社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動を促す消費者教育を推進するとともに、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費を促進すること。

### (回答) 暮らし安全防災局

県では、高齢者が大半を占める特殊詐欺の被害を防止するため、安全・安心まちづくりの推進母体である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」において、平成28年度から5年連続で「特殊詐欺防止」を年度テーマとし、県民総ぐるみによる特殊詐欺を始めとする犯罪の防止のための取組を推進しています。

具体的には、関係機関・団体等と連携し、犯罪手口やその防止方法等について広報する各種キャンペーンの実施やチラシ等の発行、防犯意識の高い人材を育成するための研修会等の実施、県内で活動する事業者との間で、特殊詐欺等の未然防止活動を目的とした地域安全協定を締結するなどしております。

さらに、令和2年度からは、犯人からの電話を遮断することにより、特殊詐欺の被害を防ぐ目的として、迷惑電話防止機能を有する機器の補助事業を新たに開始し、被害防止に努めています。

今後も、県警察、県内市町村及び関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで特殊詐欺の被害防止に取り組んでまいります。

また、消費者基本法、消費者教育推進法及び県消費生活条例に基づき、消費者被害を防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援するための消費者教育を進めています。

消費者からの「カスタマーハラスメント」の発生防止に向けた取組については、こうした消費者教育とは異なるものと考えますが、平成30年3月に国がまとめた「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」によると、顧客や取引先からの著しい迷惑行為については、「個別の労使のみならず業種や職種別の団体や労働組合、関係省庁（厚生労働省、経済産業省、国土交通省、消費者庁等）が連携して周知啓発などを行っていくことが重要」とされており、今後の動向を注視してまいります。

また、エシカル消費を促進する取組については、啓発資料の配布やイベントの開催のほか、ホームページやSNSを積極的に活用して、分かりやすく発信するなど、広く周知、啓発を行っています。

## 連合神奈川「2021年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

- 2 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員（会計年度任用職員）については、地方公務員法・地方自治法の法改正の趣旨を踏まえ、同じ自治体で働く常勤職員との均等・均衡を基本に、処遇改善をはかるとともに、必要な財源の確保に向け国に働きかけること。

また、恒常的な業務を担う常勤職員の任用を適切に行うとともに、現在業務を担っている会計年度任用職員の常勤職員への移行や年限を定めない継続した雇用の確保をはかること。

### (回答) 総務局

県の会計年度任用職員の勤務条件につきましては、一般職員との権衡等を考慮して措置しているところであり、法改正の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。また、会計年度任用職員に係る財源の確保については、全国知事会として国に要望しております。

常勤職員については、退職者数や業務量に応じて必要な採用数を見込み、採用を行っており、会計年度任用職員については、職務の内容や責任の程度が常勤職員と異なるため、常勤職員が行う業務の補完等、最低限必要な範囲に限って、会計年度ごとに任期を限って任用を行っております。

- 3 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例を制定すること。

また他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進め、条例制定に向けた必要性の検証をはかること。

### (回答) 産業労働局・県土整備局・会計局

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、「公契約条例の制定も視野に」、この 4 つの課題に取り組んできました。

その中で、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、さらにデータを蓄積すべく、今後も継続して調査していきます。

併せて、既に公契約条例を施行している他県のうち、一定期間経過している県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。